破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号

静岡県榛原郡吉田町神戸3277番地の２
清算株式会社　株式会社フジタ
代表清算人　藤田　相司
１　決定年月日　令和８年２月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

静岡地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第８号

茨城県土浦市卸町２丁目13番３号
清算株式会社　日本サポートシステム株式会社
１　決定年月日　令和８年２月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

水戸地方裁判所土浦支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１４号

静岡県藤枝市高柳1627番地の１
清算株式会社　株式会社エムテック
代表清算人　水野　　進
１　決定年月日　令和８年２月２日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、別紙の「基準債権額」の金額に応じて按分して弁済する。
　２　前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、各協定債権者の負担とする。
　３　協定債権者のうちしずおか焼津信用金庫及び静岡県信用保証協会は、第１項及び第２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　４　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙の「基準債権額」の金額の割合に応じて弁済する。
　この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

静岡地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始